

平成26年12月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第59号

松伏町教育委員会委員の任命について

1 趣旨

松伏町教育委員会委員奥富久枝氏の任期は、平成26年12月16日で満了となるが、後任として渡邊淳子氏を任命することについて同意を求めるもの

2 任期

平成26年12月17日から平成30年12月16日まで

議案第60号

専決処分の承認を求めることについて（平成26年度松伏町一般会計補正予算（第4号））

1 趣旨

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に伴い、緊急に平成26年度松伏町一般会計予算を補正する必要が生じ、平成26年11月21日に平成26年度松伏町一般会計補正予算（第4号）を専決処分したので、その承認を求めるもの。

2 内容

(1) 補正前予算額	7,935,072千円
(2) 補正予算額	12,874千円
(3) 合計	7,947,946千円

議案第61号

松伏町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

職員の給料月額及び勤勉手当の額を改定するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）

ア 行政職給料表の給料月額の改定

平均引上げ額	1,133円
平均改定率	0.4%

イ 平成26年12月期に支給される職員及び再任用職員の勤勉手当の支給割合の改定及び職員の勤勉手当に人事考課の結果を反映させる規定の整備

	改定前	改定後
職員	0.675月	0.825月
再任用職員	0.325月	0.375月

ウ 大規模災害からの復興に関する法律に基づく災害派遣手当の支給に係る規定の整備

エ 55歳を超える職員（行政職給料表6級以上に該当する職員に限る。）に対する給与抑制措置を平成27年3月31日までとする規定の整備

オ 勤勉手当の総額から減ずる55歳を超える職員の勤勉手当減額分を算出する割合の規定の整備

(2) 松伏町職員の給与に関する条例の一部改正（第2条）

平成27年度以降に支給される職員及び再任用職員の勤勉手当の支給割合を改定

	改定前	改定後
職員	0.825月	0.75月
再任用職員	0.375月	0.35月

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、2(2)の規定は、平成27年4月1日から施行する。

(2) 経過措置

ア 2(1)(イ及びオを除く。)は、平成26年4月1日から適用する。

イ 2(1)イ及びオは、平成26年12月1日から適用する。

ウ 改正後の松伏町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第62号

松伏町国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 趣旨

産科医療補償制度の一部改定に伴い、出産育児一時金の額を改定するための条例の改正

2 内容

出産育児一時金の額の改定

改定前	改定後
39万円。ただし、産科医療補償制度における保険契約を締結している病院等で出産した場合は、 <u>39万円</u> に、保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、3万円を超えない範囲内で町長が定める額を加算した額を支給する。	<u>40万4千円</u> 。ただし、産科医療補償制度における保険契約を締結している病院等で出産した場合は、 <u>40万4千円</u> に、保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、3万円を超えない範囲内で町長が定める額を加算した額を支給する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成27年1月1日

(2) 経過措置

2は、出産の日が施行日以後である被保険者及び被保険者であった者について適用し、出産の日が施行日前である被保険者及び被保険者であった者については、なお従前の例による。

議案第63号

町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

1 趣旨

町長、副町長及び教育長並びに議会の議員の期末手当の額を改定するための条例の改正

2 内容

(1) 町長等の給与等に関する条例の一部改正（第1条）

町長及び副町長に支給される平成26年12月期の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
12月期	2.05月	2.20月

(2) 町長等の給与等に関する条例の一部改正（第2条）

町長及び副町長に支給される平成27年度以降の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
6月期	1.90月	1.975月
12月期	2.20月	2.125月

(3) 松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正（第3条）

教育長に支給される平成26年12月期の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
12月期	2.05月	2.20月

(4) 松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正（第4条）

教育長に支給される平成27年度以降の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
6月期	1.90月	1.975月
12月期	2.20月	2.125月

(5) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第5条）

議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員に支給される平成26年12月期の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
12月期	2.05月	2.20月

(6) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第6条）

議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員に支給される平成27年度以降の期末手当の支給割合の改定

支給月	改定前	改定後
6月期	1.90月	1.975月
12月期	2.20月	2.125月

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、2(2)、(4)及び(6)については、平成27年4月1日

(2) 経過措置

ア 2(1)、(3)及び(5)は、平成26年12月1日から適用する。

イ 改正後の町長等の給与等に関する条例、松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「町長等の給与等条例等」という。）の規定を適用する場合には、改正前の町長等の給与等条例等の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の町長等の給与等条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第64号

指定管理者の指定について

1 趣旨

松伏町立かるがもセンターの管理に関し、指定管理者を指定するもの

2 内容

(1) 公の施設の名称

松伏町立かるがもセンター

(2) 指定管理者として指定するもの

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏357番地

社会福祉法人松伏町社会福祉協議会

会長 會田 重雄

(3) 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

議案第65号

指定管理者の指定について

1 趣旨

松伏町外前野記念会館の管理に関し、指定管理者を指定するもの

2 内容

(1) 公の施設の名称

松伏町外前野記念会館

(2) 指定管理者として指定するもの

埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東三丁目4番地1

公益社団法人松伏町シルバー人材センター

理事長 梅山 洋一

(3) 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

議案第66号

指定管理者の指定について

1 趣旨

松伏町ふれあいセンターの管理に関し、指定管理者を指定するもの

2 内容

(1) 公の施設の名称

松伏町ふれあいセンター

(2) 指定管理者として指定するもの

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏357番地

社会福祉法人松伏町社会福祉協議会

会長 會田 重雄

(3) 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

議案第67号

指定管理者の指定について

1 趣旨

松伏町児童館の管理に関し、指定管理者を指定するもの

2 内容

- (1) 公の施設の名称
松伏町児童館
- (2) 指定管理者として指定するもの
東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
代表取締役 遠山 秀徳
- (3) 指定の期間
平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

議案第68号

平成26年度松伏町一般会計補正予算(第5号)

1 補正前予算額	7,947,946千円
2 補正予算額	29,980千円
3 合計	7,977,926千円

議案第69号

平成26年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

1 補正前予算額	4,099,710千円
2 補正予算額	27,368千円
3 合計	4,127,078千円

議案第70号

平成26年度松伏町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

1 補正前予算額	594,447千円
2 補正予算額	△192千円
3 合計	594,255千円

議案第71号

平成26年度松伏町介護保険特別会計補正予算(第2号)

1 補正前予算額	1,591,426千円
2 補正予算額	2,286千円
3 合計	1,593,712千円

議案第72号

平成26年度松伏町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

1 補正前予算額	224,706千円
2 補正予算額	95千円
3 合計	224,801千円